News Letter

ニュースレター



2022年2月9日







東山動植物園との遺贈寄付に関する協定の締結について

名古屋銀行(頭取 藤原 一朗)は、下記の通り、東山動植物園(名古屋市緑政土木局東山総合公園 公園長 水谷 薫)と遺贈寄付に係る遺言信託業務に関する協定を締結いたしましたのでお知らせします。

なお、東山動植物園が金融機関と遺贈寄付に関する協定の締結を行うのは、当行が初となります。 当行は今後も、お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい 商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

- 1. 協定締結日 2022年2月9日(水)
- 2. 目 的 当行が銀行の本体業務として行う「遺言信託_{※1}」を活用し、お客さまの遺志に 沿った東山動植物園への遺贈_{※2} 寄付を行う体制を構築するため
 - ※1 遺言書の作成サポートから遺言書の保管、遺言の執行を引き受ける業務
 - ※2 遺言により、財産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与する行為
- 3. 協 定 内 容 ・東山動植物園は、遺言を活用した遺贈寄付を希望される方に対し、相談先 として当行を紹介します。
 - ・当行は、遺言を活用した遺贈寄付に関する相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、お客さまの意向に沿った商品・サービスを提供します。

<スキーム図>



- ①東山動植物園への遺贈希望者が東山動植物園に申し出
- ②東山動植物園は遺贈希望者に当行を紹介
- ③当行は遺贈希望者のご意向に基づき遺言書作成のご相談を承る
- ④遺贈希望者と当行の間で遺言信託契約を締結
- ⑤遺贈希望者のご逝去に伴い、当行が遺言執行者に就職し、遺言書の内容を実現するため東山動植物園への遺贈を実施



名古屋銀行 東山総合公園 取締役頭取 藤原 一朗 公園長 水谷 薫 氏 ※写真撮影時のみマスクを外しております。